

雑 報

昭和33年度実地調査の施行

人口問題研究所では昭和33年度の実地調査として本年11月人口の社会的移動性に関する調査を行った。その調査要綱をかかげれば以下のようなものである。

人口の社会的移動性に関する調査要綱

1. 調査の目的

人口の社会階級的構成とその再生産過程の実態を個人並びに世帯の職業移動を中心としてあきらかにし、人口対策の資料をうることを目的とする。

2. 調査の方法と範囲

全国の(A)農山漁村在住世帯、(B)都市在住の自営業世帯および(C)一般勤労者の所属世帯(所謂準世帯内の単身者も単身者世帯とみなす)から、それぞれ10,000乃至12,000の典型的代表世帯を選出し、世帯単位の配票調査を行う。そのため上記部類別の調査票を用意する。ほかに各地域または職域ごとに調査実施記録票と照査票を用意する。調査は原則として自計主義によるが、登録日雇労働者についてのみ他計主義をとる。

(A)農山漁村在住世帯については世帯主に調査票の記入を依頼し、(B)都市在住の自営業者世帯については自営業主を、また(C)一般勤労者の所属世帯については職域における一般勤労者を直接の調査対象とし、当人が世帯主であると否とにかかわらず、その所属世帯に関する事項の記入を依頼する。

調査対象の選出はA, B, Cのそれぞれについてその社会的階層構造が適正に代表されうるように地域または職域を有意選出し、各地域または職域について悉皆または部分調査を行う。

調査の地域、職域および範囲は以下のとおり。選択基準の詳細については別紙調査地域または職域の選定基準を参照のこと。

(A) 農山漁村在住世帯

以下の集落とは農林省の昭和30年臨時農業基本調査における集落をいう。該当集落については農林漁業に属しない世帯をも含めて悉皆調査をおこなう。

(1) 水田単作地帯	都府県名	調査範囲
	岩 手	10集落
	山 形	10 "
	富 山	10 "
	島 根	10 "
(2) 畑を含めた二毛作地帯		
	大 阪	10集落
	奈 良	10 "
	岡 山	10 "
	佐 賀	10 "
(3) 商業的農業地帯		
	神 奈 川	10集落
	千 葉	10 "
	山 梨	10 "

	靜岡	10 "
	愛知	5 "
	岡山	10 "
	広島	5 "
(4) 山村		
	岩手	10集落
	山形	10 "
	岐阜	10 "
	岡山	10 "
(5) 漁村		
	岩手	10集落
	千葉	10 "
	石川	10 "
	静岡	10 "
	広島	10 "
(6) 開拓集落		
	岩手	5集落
	長野	5 "
	岡山	5 "
	佐賀	5 "

以上合計、1府16県、250集落
1集落平均世帯40世帯として約10,000世帯

(B) 都市在住の自営業世帯

都府県市名	市(区)名	調査範囲 標本1,000世帯
東京都	墨田区	
"	台東区	"
大阪市	生野区	"
福岡市	春吉校区	"
岩手県	盛岡市	"
石川県	金沢市	"
広島県	広島市	"
鹿児島県	鹿児島市	"
山形県	酒田市	"
愛知県	岡崎市	"
千葉県	野田市	"
新潟県	高田市	"

以上合計、1都1府9県、12,000世帯

(C) 一般勤労者とその所属世帯

都府県名	職域別調査範囲(人)				
	製造業		零細企業	登録日雇	計
	大経営	中小経営			
東京	1,500	800	800	100	3,200
大阪	1,000	700	500	—	2,200
石川	500	300	300	—	1,100
広島	500	400	300	100	1,300
岩手	500	300	300	—	1,100
鹿児島	500	300	300	—	1,100
計	4,500	2,800	2,500	200	10,000

(備考) 零細企業従業員の調査は(B)自営業世帯調査の調査対象となつた事業所の従業員を対象として行う。

以上A, B, C総計, 1都1府19県

調査世帯概数 32,000世帯

3. 調査の時期

昭和33年11～12月中に適時に逐次実施する。但し記入はすべて11月1日現在の事実によるものとする。

4. 主要調査事項(すべて世帯の種別および社会階層別に分析)

- (1) 世帯の種類および社会階層別分布
- (2) 世帯のデモグラフィ的構成
 - イ・正常世帯における世帯主の年齢階級別世帯構成
 - ロ・特殊世帯の世帯類型別世帯構成
- (3) 世帯の労働力および所得構成

(イ・ロ・前段に準じる)
- (4) 世帯外にいる直系卑属の概況

イ・年齢, ロ・職業, ハ・常住地等
- (5) 個人(自営業主および一般勤労者)の職業移動歴
 - イ・最初の職業
 - ロ・既往における主たる職業
 - ハ・職業移動および失業経験
- (6) 世帯における職業伝承関係
 - イ・正常世帯主および世帯員の世代間の職業移動
 - ロ・特殊世帯における世帯主と前世帯主の職業移動
- (7) 以上の職業移動に伴う地域移動
- (8) その他の参考事項

(別紙)

調査地域または職域選定の基準

(A) 農山漁村在住世帯

調査集落を選出すべき府県内地域は下表に農業地域として指定してあるが、都合により該当集落を県内他地域から選定しても差しつかえない。

また、備考欄は調査集落の選定に当つて考慮してほしい集落の性質をしるしたものであるが、必ずしもそう厳密に準拠することを要しない。

イ・水田単作地帯				
府 県 名	農 業 地 域	集 落 階 層	集 落 数	備 考
岩 手	南部平坦地帯	I ₁₁	10	平均経営面積の比較的大きな集落
山 形	庄内地区	I ₁₁	10	同上
富 山	県山以東地区	I ₁₁	10	平均経営面積の比較的小きな集落
島 根	出雲地区	I ₁₁	10	同上
ロ・畑を含めた二毛作地帯				
府 県 名	農 業 地 域	集 落 階 層	集 落 数	備 考
奈 良	吉野川以北地域	I ₁₃	10	平均経営面積の比較的小きな集落
大 阪	大阪中部地区 大阪南部地区	I ₃₁	10	同上
岡 山	備前地区	I ₁₃	10	平均経営面積の比較的大きな集落
佐 賀	佐賀地区	I ₁₃	10	同上
ハ・商業的農業地帯				
府 県 名	農 業 地 域	集 落 階 層	集 落 数	備 考
千 葉	北部地区	I ₂₂ I ₂₁	2 3	らつかせい・乳牛を主とする
神 奈 川	都市近郊地帯 その他地帯	I ₂₁ I ₂₂	5 5	そさい・みかん
山 梨	盆地地区	I ₂₂ I ₂₃	5 5	養蚕・ぶどう
静 岡	富士川—大井川地区 大井川—天龍川地区	I ₂₂ I ₂₃	5 5	茶・みかん
愛 知	三河地区	I ₂₁	5	養 鶏
岡 山	備中地区 備中・備前地区	I ₂₃ I ₂₂	5 5	い・もも
広 島	東 南 地 区 西 南 地 区	I ₂₃ I ₂₁	3 2	い・除虫菊・はつか・たばこ・その他
ニ・山村				
府 県 名	農 業 地 域	集 落 階 層	集 落 数	備 考
岩 手	北部山間地帯	III _{a1} III _{a2} III _{b1} III _{b2}	5 5	私有林共有林の多いもの
山 形	村山地域 最北地域	III _{a1} III _{a2} III _{b1} III _{b2}	5 5	同上
岐 阜	中濃地区	III _{a1} III _{a2} III _{b1} III _{b2}	5 5	国有林の多いもの
岡 山	美作地区 備中地区	III _{a1} III _{a2} III _{b1} III _{b2}	5 5	私有林共有林の多いもの
ホ・漁村				
府 県 名	農 業 地 域	集 落 階 層	集 落 数	備 考
岩 手	北部山間地帯 " 東南部山間地帯	IV _{a1} IV _{a2} IV _{d1} IV _{d2} IV _{c1} IV _{c2}	4 4 2	沿岸漁業
千 葉	九十九里地域 南部地域 "	IV _{a1} IV _{a2} IV _{b1} b2 IV _{c1} IV _{c2}	5 3 2	沿岸漁業

石川	能登地域	IV _{a1} IV _{a2}	5	沿岸漁業
		IV _{d1} IV _{d2}	5	
静岡	富士川以東地区	IV _{a1} IV _{a2}	2	沿岸漁業
	大井川-天龍川地区	IV _{d1} IV _{d2}	2	
広島	西南地帯地区 東南地帯地区	IV _{b1} IV _{b2}	3	沿岸漁業
		IV _{c2}	2	
		IV _{d2}	5	
へ・開拓集落				
府県名	農業地域	集落階層	集落数	備考
岩手	北部山間地帯 南部平垣地帯	V	3	畑地
		V	2	
長野	東信地方	V	5	畑地・高冷地
岡山	備前地区 備中地区	V	5	干拓地
佐賀	佐賀地域 杵藤地域	V	5	干拓地

なお、上表における集落とは農林省の昭和30年臨時農業基本調査における集落をいう。(同調査結果報告書第1,2巻参照。)集落階層やその符号はすべて上記農林省の調査結果報告書のそれをしめし、各府県農林省統計調査事務所への照会に便したものである。

また、参考までに集落類型の名称についてその定義の大要を上記農林省調査結果報告書によつて再掲すれば次のようである。

(イ) 水田単作地帯 (I₁₁)

1 毛田率×水田率が70%以上

(ロ) 畑を含めた二毛作地帯 (I₁₃)

1 毛田率×水田率が30%未満

(ハ) 商業的農業地帯 (I₂₂ I₂₃ I₂₁)

商業的農産物の販売金額 5 万円以上の農家が60%以上を占める農業集落

(ニ) 山村 (III_{a1} III_{a2} III_{b1} III_{b2})

自営製薪炭、林業賃労働に出ている者のある実農家戸数が全農家戸数の40%以上

(ホ) 漁村 (IV_{a1} IV_{a2} IV_{b1} IV_{b2} IV_{c1} IV_{c2} IV_{d1} IV_{d2})

大型網漁業、のり、かき養殖、大型網漁業以外の漁業賃労働、小自営漁業に出ている者のある実戸数が全農家数+非農家の漁家数の40%以上

(ヘ) 開拓集落 (V)

主として終戦後の入植開拓(干拓を含む)農家よりなる集落

(B) 都市在住の自営業世帯

(1) ここにいう自営業世帯とは自営業主が世帯主である場合が普通であるが、調査対象の選定にあつては必ずしも自営業主が世帯主であることを必要としない。また男女の別も問わない。

また、自営業の規模(従業員数)の大小も問題としない。したがつて従業員が本人1人だけの独立自営業者も含まれる。

営業の内容もまた限定しない。

(2) 調査対象の選定にあつては総理府統計局の事業所調査における個人経営に該当するものをとつても、また各市の別途の調査資料によつてもよい。

(3) 所要の調査対象を選出するにあつては台帳により正確なランダム・サンプリングを行うにこしたことはないが、自営業の密集せる地区を1ないし数地区えらんで悉皆調査を行つても差し支えない。但し選出の方法その他その注意事項は、調査実施記録票に記入してもらう。

(4) なお、(C)一般勤労者とその所属世帯に関する調査の内、零細企業従業員に関する調査は、後段ののべるように、(B)自営業世帯に関する調査に附帯して、その被雇従業員について調査することになるので、自営業主の一部についてはB、Cの両調査票を配布することになる。

(C) 一般勤労者とその所属世帯

(1) 一般勤労者とは賃金または俸給生活者をいい、職域において悉皆または部分調査の方法により調査する。職員と労務者の別、または男女の別を問わない。

(2) 職域の選択はおおむね次のような基準による。

(イ) 製造業における大経営

従業員数がおおむね500人以上の大規模工場を選択する。従業員数の条件は絶対的なものではない。500人未満であつても、製造工程の機械化、資本金、資本比率等において近代的大工業とみなされるものであれば差支えない。但し、従業員数において特に女子工員が非常に多いような、たとえば紡績工業の如きはとらない。

(ロ) 製造業における中小経営

従業員数がほぼ30人ないし100人位の規模の工場を選択する。業種も一種類に限定せず、従業員数、生産額等において各県内で主要なウェイトを占める代表的な業種を何種類か選択し、割当られた抽出数をそれら各工場に配布するように処置されたい。

(ハ) 零細企業(全産業)

零細企業の従業員については、(B)自営業世帯調査に附帯し、その調査対象となつた自営業主の内から適宜にその一部をえらび、その自営業主を通じてその事業所の被雇者(住み込み従業員をふくむ)に調査票を配布することとする。調査票の回収もまたその自営業主に責任をもつてもらう。

(3) なお以上(イ)～(ハ)を通じて要綱本文に記してある配布票数は概数を示したものであるから、特に(ハ)零細企業の被雇従業員の場合にはそう正確に一致するに及ばない。

(4) 特に登録日雇労働者については職安を職域とし、必要に応じ特別の調査員に依頼して他計主義による調査を行う。

以上

定例研究報告会

第70号本欄記載以後の定例研究報告会の報告題名および報告者名をかかげれば以下のとおりである。

昭 32. 12. 4. ~33. 3. 5	帰朝報告(第1回~第8回)	黒田 技 官
昭 33. 5. 13	人口資質向上対策について	篠崎 技 官
昭 33. 6. 11	(1) 人口学的影響力に関するスチュワートの理論とその日本における適用について	浜 技 官
	(2) 人口地域分布の法則について	箱 技 官
昭 33. 6. 25	昭和32年第3次生産力調査結果の概要	本多 技 官
昭 33. 7. 9	大都市世帯の労働力構成に関する調査結果	宮川 技 官
昭 33. 7. 16	静岡県における漁村調査結果概要報告	林 技 官
昭 33. 7. 23	結婚変動の人口学的分析	黒田 技 官
昭 33. 8. 6	人口妊娠中絶及び不妊手術に関する統計的研究 ——和歌山県における調査報告——	篠崎 技 官
昭 33. 8. 13	海外移住について	島村 技 官
昭 33. 8. 27	企業体における無子家庭について	青木 技 官
昭 33. 9. 17	山形県最上郡安楽城村調査報告の(一) ——明治初期より戦前(昭和10年)迄の村経済の発展と人口現象の推移について——	皆川 技 官